

概 要

1. 選挙の期日

昭和 55 年 5 月 16 日 27 年ぶりの内閣不信任案可決により、5 月 19 日衆議院が解散され、5 月 20 日の閣議で第 36 回衆議院議員総選挙は、6 月 2 日(月)公示・6 月 22 日(日)投票と正式に決定された。

一方、7 月 7 日任期満了に伴う第 12 回参議院議員通常選挙も、6 月 29 日執行が内定され、すでに準備を進めていたが、衆議院解散により、参議院は閉会となり、通常選挙はあらためて公職選挙法第 32 条第 2 項の規定により、閉会の日より 31 日以後 35 日までの間に行わなければならないため、5 月 30 日公示、6 月 22 日投票と急拵縛上げられ、かってない衆・参両院同日選挙となつた。

2. 選挙の特色

- (1) 前回の総選挙以来わずか 8 ヶ月しか経っていないこと、内閣不信任案の可決、史上初の衆参両院同日選挙、選挙中の現職首相の急逝等異例づくめの選挙。
- (2) 自民党単独政権が維持できるかどうか、80 年代の政治路線の選択をかけた選挙。
- (3) 通常選挙の投票率が、全国平均で戦後史上最高の数値を記録した選挙。
- (4) 自治省の指導により、全国一斉に翌日開票となつた選挙。

3. 立候補者

(1) 総選挙

兵庫三区では定数 3 人に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、新自由クラブの 6 党がそれぞれ候補者を立てた。供託金は 100 万円である。

(2) 通常選挙

全国区では改選議員数 50 人に対し 93 人、兵庫地方区では改選議員数 3 人に対し 7 人の立候補者があり、内訳は自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、マルクス主義労働者同盟及び諸派がそれぞれ 1 人であった。

供託金は地方区 100 万円、全国区 200 万円である。

4. 立会演説会

(1) 総選挙

6 月 9 日市民会館で開催、参加候補者は 6 人全員（内 1 人は代理演説）で 1 人当たりの演説時間は 20 分であった。聴衆数は延 542 人で前回の 437 人に比べ 105 人上回っていた。

(2) 通常選挙

加西市においては開催なし

5. ポスター掲示場

総選挙、通常選挙とも各 236 箇所設置、掲示区画数はいずれも 10 区画とした。

当初通常選挙のみで準備を進めていたところ、総選挙が加わったため、掲示板の追加発注、納期の線上、設置場所等に苦慮したが、無事設置することができた。

6. 投 票

同日選挙になったため、6月29日で承諾済であった投票所使用日の変更、投票箱、記載台等の確保に困難を極めたが、投票箱は1投票所に3個使用、衆・国審は併用とし記載台は一部段ボールで作成急場をしのいだ。

また無効票の増加が懸念されるため、投票用紙の交付の順序、投票用紙の紙色を広報紙等を通じて事前PRに努めた。

一方、投票用紙の混入を避けるため、各投票箱の投入口に投票用紙と同色のテープを貼りつける等投票管理に万全の対策を講じた。

投票は午前7時より一斉に開始、有権者の出足は好調で、心配されたトラブルもなく午後6時無事投票所を閉鎖することができた。

投票率は終始前回を上回る率を示し、最終的には総選挙では76.62%（前回72.72%）通常選挙では地方区76.61%（前回71.47%）全国区76.61%（前回71.46%）といずれも前回を上回った。前例のないダブル選挙、選挙中の現職首相の急逝等があったことにより、有権者の関心が高まったものと思われる。

7. 開 票

開票は同日選挙による開票事務の混乱、事務従事者の疲労等を避けるため、自治省の指導により全国一斉に翌日開票とされ、6月23日(月)午前8時から開始した。

総選挙に重点を置き、その進捗状況をみながら、地方区、全国区と開票を進めていった。国民審査については投票箱を併用している関係上、総選挙と同時に開被し、数名の職員で開票を進めていった。

開票終了時刻は、総選挙10時35分、地方区12時30分、国民審査14時20分全国区17時40分であった。

開票の結果、やはり無効票が増加した。

当選人は、総選挙（兵庫三区）では渡海元三郎氏（自由民主党）、塩田すすむ氏（民社党）、永井たかのぶ氏（日本社会党）で、地方区では中西一郎氏（自由民主党）、もとおか昭次氏（日本社会党）、安武ひろ子氏（日本共産党）であった。

同時に国民審査をうけた4人の裁判官はいずれも信任された。

8. 公職選挙法の改正

公職選挙法の改正（昭和55年4月11日施行）により今回の選挙から郵便による不在者投票における投票の郵送に必要な経費が公費負担となった。

事務日程表

月 日 (曜)	期 日 前	公 示 前	事 項	根拠法令
あ ら か じ め			<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙執行全体計画の策定 ○ 選挙啓発実施計画の策定 ○ 選挙事務分担決定及び事務委嘱 ○ ポスター掲示場設置場所の内定 ○ ポスター掲示場の発注 ○ 投・開票管理者及び同職務代理者選任内定 ○ 投票立会人の内定 ○ 投・開票所の内定 ○ 投票所入場整理券の発注 ○ 啓発資材の発注 ○ 諸用紙、諸物件の調製と発注 ○ 定時登録の準備 	法 5 法 6 法 273 法 144の2 法 37・61 令 24・67 法 38 法 39・63
5. 19 (月)	34	14 (11)	○ 県・(参)立候補予定者説明会	
5. 22 (木)	31	11 (8)	○ 県・(衆・参)政党打合せ会	
5. 23 (金)	30	10 (7)	○ 県・明るい選挙推進大会	
5. 26 (月)	27	7 (4)	○ 県・(参)立候補予定者予備審査	
5. 27 (火)	26	6 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・(衆)立候補予定者説明会 ○ 不在者投票用紙受領 ○ 選挙人名簿縦覧場所の告示 	法 23
5. 28 (水)	25	5 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・委員長、書記長会議 ○ 選挙時登録基準日 	法 22
5. 29 (木)	24	4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙時登録日 ○ 選挙人名簿登録者数の報告 ○ (参)ポスター掲示場設置期限 ○ 県・(衆)立候補予定者予備審査 	法 22 令 22
参議院議員通常選挙公示日				
5. 30 (金)	23	3 (0)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票管理者及び同職務代理者の選任告示 ○ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ○ 投票所の告示 ○ 開票の場所日時の告示 ○ 開票立会人の届出が10人をこえる場合等のくじを行 うべき場所・日時の告示 ○ 全国区候補者の氏名掲示の場所の告示 	令 25 令 68 法 41 法 64 法 62 規 66

月(曜)日	期日前	公示前	事項	根拠法令
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の氏名等の通知受理及び投・開票管理者への通知 ○ 投票立会人の選任及び投票管理者への通知 ○ 不在者投票開始 ○ 開票立会人の届出受理開始 ○ 選挙事務所設置(異動)届出受理開始 ○ 個人演説会開催申出(公営施設使用)受付開始並びに開催の可否について通知 ○ 確認団体及び推せん団体に関する通知受理 ○ ポスター掲示場の巡回 ○ 選挙時登録にかかる名簿縦覧開始 	令 92 法 38 令 26 法 49 令 5章 法 62 令 69 法 130 規 16 令 108 法 163 164 164の2 法 23
5. 3 1 (土)	22	2 (後1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参)立候補届出期限 ○ 候補者の氏名等の通知受理及び投・開票管理者への通知 ○ 県。(参)立会演説会演説順序のくじの執行 	法 86 令 92 法 156の2 規 36
6. 1 (日)	21	1 (後2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参)個人演説会(公営施設使用)開始 ○ (衆)ポスター掲示場設置期限 	法 163
6. 2 (月)	20	0 (後3)	<p style="text-align: center;">衆議院議員総選挙公示日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投票管理者及び同職務代理者の選任告示 ○ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ○ 投票所の告示 ○ 開票の場所、日時の告示 ○ 開票立会人の届出が10人をこえる場合等のくじを行うべき場所、日時の告示 ○ 候補者の氏名等の通知受理及び投・開票管理者への通知 ○ 投票立会人の選任及び投票管理者への通知 ○ 不在者投票の開始 ○ 開票立会人の届出受理開始 ○ 選挙事務所設置(異動)届出受理開始 ○ 個人演説会開催申出(公営施設使用)受付開始並びに開催の可否について通知 	令 25 令 68 法 41 法 64 法 62 令 92 法 38 令 26 法 49 令 5章 法 62 令 69 法 130 令 108 規 16 法 163 164 164の2

月 日 (曜)	期 日 前	公 示 後	事 項	根拠 法令
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認団体及び推せん団体に関する通知受理 ○ ポスター掲示場の巡回 ○ 審査に付される裁判官の氏名等の通知受理及び投・開票管理者への通知 	審令 2
6. 3 (火)	19	1 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (衆)立候補届出期限 ○ 県(衆)立会演説会演説順序のくじの執行 ○ (参)投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじの執行(10:00) 	法 86 法 156の2 規 86 法 175の2 規 69
6. 4 (水)	18	2 (5)	○ (衆)個人演説会(公営施設使用)開始	法 163
6. 6 (金)	16	4 (7)	○ (衆)投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじの執行(10:00)	法 175の2 規 69
6. 9 (月)	13	7 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (衆)立会演説会の開催 (市民会館 18:30) ○ 同上結果報告 	法 158 規 52
6. 10 (火)	12	8 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・投・開票速報打合せ会(18:00) ○ 国民審査 不在者投票用紙受領 	
6. 11 (水)	11	9 (12)	○ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示をする場所の告示	規 98
6. 12 (木)	10	10 (13)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示 ○ 審査の不在者投票開始 	審令 20・22 審令 14
6. 15 (日)	7	13 (16)	○ (参)全国区候補者氏名等掲示開始	法 173
6. 17 (火)	5	15 (18)	○ 投票所の告示期限	法 41
6. 18 (水)	4	16 (19)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票用紙の受領 ○ 在宅投票の投票用紙等請求期限 	令 59の4
6. 19 (木)	3	17 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補充立候補届出期限 ○ 開票立会人届出最終日 ○ 開票立会人が3人に達しない場合の選任通知 ○ 開票立会人を定めるくじの執行(18:00) ○ 開票立会人の氏名等を開票管理者に通知 	法 86 法 62 法 62 法 62 令 70の2
6. 20 (金)	2	18 (21)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報・審査公報配布期限 ○ 投・開票事務打合せ会(9:00 商工会館) 	法 170 規 65 審令 31 規 99
6. 21 (土)	1	19 (22)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不在者投票最終日 ○ 投票所準備完了 ○ 入場券配布期限 	法 49 令 31

月 日 (曜)	期日 後	公示後	事 項	根拠法令		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票所から 300m 未満の区域内にある選挙事務所の閉鎖命令準備 ○ 選挙人名簿を投票管理者に送付 	法 134 規 17 令 28		
6. 22 (日)		20 (23)	<table border="1" style="margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">投 票 日</td> <td style="padding: 2px;">午前 7 時～午後 6 時</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不在者投票を投票管理者に送致 ○ 投票状況、結果を報道本部等へ速報 	投 票 日	午前 7 時～午後 6 時	令 60 法 6
投 票 日	午前 7 時～午後 6 時					
6. 23 (月)	1		<table border="1" style="margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">開 票 日</td> <td style="padding: 2px;">午前 8 時</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開票状況及び結果を報道本部へ速報 ○ 投票点検結果報告提出 ○ ポスター掲示場及び氏名掲示の撤去 ○ 啓発用文書図画の撤去 	開 票 日	午前 8 時	法 6
開 票 日	午前 8 時					
6. 25 (水)	3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・当選人の告示 	法 101		
7. 22 (火)	30		<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙の効力に関する訴訟提起期限 	法 204		
7. 25 (金)	38		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当選の効力に関する訴訟提起期限 (当選人の告示後 30 日) 	法 208		